

## 建築物に吹付けられた石綿の管理

- ◆建築物の所有者、管理者は、吹付け石綿等が劣化、損傷などにより、放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがあるときは、衛生上必要な措置を高じる必要があります。→勧告、命令の対象（建築基準法）
- ◆事業者はその労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が損傷、劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。（石綿障害予防規則）

### 劣化・損傷の状態

～こういう場合は、至急対応が必要です！～

劣化現象	モデル図	事例写真
①層表面の毛羽立ち 吹付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ①層表面の毛羽立ち	
②繊維のくずれ 「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ②繊維のくずれ	
③たれ下がり 吹付けアスベスト層の一部分が劣化、外力等によって層外へ垂れ下がっているもの。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ③たれ下がり	
④下地とアスベスト層との間の浮き・はがれ アスベスト層下地への付着力が低下することによって、アスベスト層と下地の間のすき間、はく離がみられるもの。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ④下地と層間の浮き・はがれ	
⑤層の局部的損傷・欠損 人為的、又は経時的变化によって、アスベスト層の表面、層自体の層間・下地間で局部的な凹凸、はく落、はく離。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ⑤層の局部的損傷・欠損	
⑥層の損傷・欠損 人為的、もしくは経時的变化によって生じた施工面のほぼ全面にわたる凹凸、はく落、はく離。	 吹付け下地 吹付けアスベスト層 ⑥層の損傷・欠損	

（出典：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説）

## 石綿（アスベスト）の処理工法

### ■除去

- ・吹付け石綿等を全て除去して、他の非アスベスト建材に代替する方法。
- ・損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要（封じ込めや囲い込みは不可！）。

### ■封じ込め

- ・吹付け石綿等の表面に固化剤の塗布などにより発じんを防止する方法。  
表面固化と浸透固化がある。
  - (1)表面固化：表面に固化剤により塗膜を形成
  - (2)浸透固化：吹付け石綿等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化
- ・飛散防止剤は建築基準法第37条の認定を受けたものを使用するなど、建築基準法告示の基準に従って行うこと。

### ■囲い込み

- ・石綿が吹付けられている天井、壁等を非アスベスト建材で覆い密閉することにより、粉じんを室内等に発散させないようにする方法。
- ・囲い込み材料同士の接合部を密着させるなど、建築基準法告示の基準に従って行うこと。